

諮問の概要

1 該当条文

- ・大阪府個人情報保護条例第8条第2項第9号（目的外利用・提供禁止原則の例外事項）

2 趣旨・目的

（1）概要

大阪府内の新型コロナウイルスの患者数が増加する中、その発生を予防し、まん延の防止を図るため、より効率的に患者情報を収集し、大阪府の保健所間で必要な情報共有を迅速に行えるよう、府として、新たに大阪府新型コロナウイルス対応状況管理システム（kintone）を開発・導入した。

このシステムにより管理している情報を活用し、感染者数増加のシミュレーションや、症状が増悪する確率が高い属性の特定等について学術研究機関への提供を行うことにより、学識経験者の知見を得て府の感染症対策に活用することは、効率的・効果的な施策立案に必要な不可欠であると考え。（目的外利用・提供）

については、個人情報の目的外利用について諮問を行うものである。

（2）事業概要

大阪府が保有する「大阪府新型コロナウイルス対応状況管理システム」に登録されている情報について、自治体（受託者含む）の施策立案、学術研究目的に限り、外部への提供を行う。

（3）利用する個人情報

別紙2「大阪府新型コロナウイルス対応状況管理システムにおける情報の提供等に関する事務処理要領」（案）中、別表のとおり

（4）利用の必要性

現在、府が保有している感染者の情報について、感染者拡大のシミュレーションや重症化する確率が高い感染者の属性の特定その他の分析を行い、大阪府の新型コロナウイルス対策に有用なエビデンスを得ることができる。

- ① 感染拡大の傾向把握：府が保有している情報には、年齢・性別、居住地等のデータがあり、これらを分析することにより、感染拡大の傾向を把握することができる。また、これらを通じて、再び感染が拡大した際、早期に兆候を捉えることが可能となることが期待できる。
- ② 重症化する確率が高い者の属性を特定：府が保有している情報には、年齢・性別、基礎疾患の有無、喫煙歴等の情報が含まれており、これらを分析することにより、重症化する確率が高い者の特定を行うことが期待でき、重点的な健康観察を行うことにより重症化の予防等に資するエビデンスを得ることが期待できる。
- ③ 医療資源の予測：府が保有している情報には、感染者に係る宿泊療養日数、入院日数等のデータが含まれているため、これらを分析することにより、再び感染が拡大した際に必要となる医療資源等の推計に必要なエビデンス

を得ることが期待できる。

- ④ その他：学術研究機関の保有する知見により、新たな施策のエビデンスを得ることができる可能性を期待できる。

(5) 提供先における適正管理について

提供先における当該情報の取扱いについては、別紙2「大阪府新型コロナウイルス対応状況管理システムにおける情報の提供等に関する事務処理要領」(案)に基づいて、適正に行う。

- ① 当該情報の取扱担当者をあらかじめ定める。
- ② 電磁的記録は、暗号化して保存し、取扱担当者以外が閲覧等できないようにするなど、厳重に保管するものとする。
- ③ 電磁的記録の廃棄にあたっては、データを復元できないような措置を講じ、適切に処分すること。